# 平成26年5月の目標「電気事故“ゼロ”」

平成26年4月に発生した電気事故は以下のとおりでした。

- ○感電・アーク等による負傷事故・・・2件
- ○主要電気工作物の破損・・・2件
- ○波及事故・・・7件（前年度比±0）

（お知らせ）

電気関係報告規則第3条第2項の規定では事故の報告を、「事故の発生を知った時から48時間以内可能な限り速やかに（中略）行なわなければならない。」と定められています。また、「事故を知った日から起算して30日以内に（中略）様式第12の報告書を提出（略）」と定められています。

報告の判断にお困りの際には、ご遠慮なくお問い合わせいただき、適切な手続きをお取いただきますよう、お願いいたします。

（報告先）
関東東北産業保安監督部　電力安全課　安全推進係
電話　048－600－0387　FAX 048－601－1300

発電設備に係る事故については、発電係または火力係まで。
電話　048－600－0392　FAX 048－601－1301

## 48時間以内の報告様式例（速報）

＜事故速報の様式例＞

電　気　事　故　速　報

平成　年　月　日

関東東北産業保安監督部電力安全課　御中

（報告者）本社所在地
設置者の名称
報告者名

電気関係報告規則第３条の規定により報告します。

1．事故発生日時　平成　年　月　日（　曜日）　時　分　天候
2．事業所の名称　事業所の所在地
3．需要設備等　契約電力　kW　受電電圧　kV
4．事故が発生した電気工作物　使用電圧　V
5．事故の種類　①　感電死傷事故　［　死亡・負傷　］　②　電気火災事故
③　感電以外［　アーク・その他　］の死傷事故［　死亡　・　負傷　］
④　主要電気工作物破損事故　⑤　波及事故
⑥　公共の財産に被害を与えた事故又は社会的に影響を及ぼした事故
6．事故の原因
7．事故の概要
a.上記５．⑤の場合：東京電力株式会社　変電所　線に波及
供給支障電力　kW　供給支障時間　時間　分
供給支障軒数　軒
東電動作リレー　OCR・　DGR・　GSR・　その他（　）

## 30日以内の報告様式例（詳報）

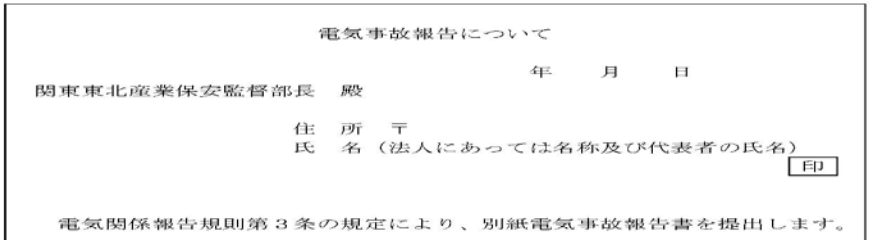

電気事故報告について

年　月　日

関東東北産業保安監督部長　殿

住　所　〒
氏　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　印

電気関係報告規則第３条の規定により、別紙電気事故報告書を提出します。

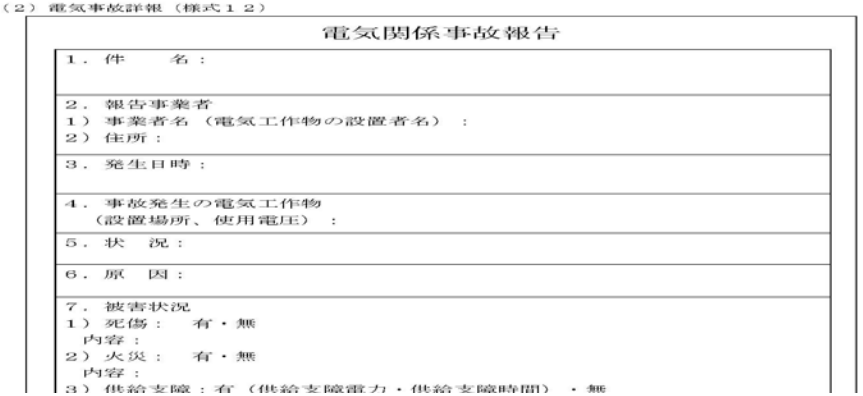

（２）電気事故詳報（様式１２）

電気関係事故報告

1．件　名：
2．報告事業者
1）事業者名（電気工作物の設置者名）：
2）住所：
3．発生日時：
4．事故発生の電気工作物
（設置場所、使用電圧）：
5．状　況：
6．原　因：
7．被害状況
1）死傷：　有・無
内容：
2）火災：　有・無
内容：
3）供給支障：有（供給支障電力・供給支障時間）・無

# 平成25年5月の事故事例について

## PAS内蔵VT焼損に伴う波及事故（作業者の過失）

電気管理技術者は、PAS更新工事が完了したので、使用前検査終了後、PASを投入したところ、電源ランプが点灯していないことに気がついた。
そのため、変圧器2次側から電源をとることとし、再度PASを投入したところ、内蔵VTが絶縁破壊して焼損。PASが大音響と共に爆発し、波及事故に至った。
なお、内蔵VT焼損の原因は、使用前検査後に接続された制御箱内のケーブルが誤接続され、更に変圧器2次側から電源供給する接続まで行なったためである。

【対策】
・復電時には、ダブルチェック体制で適切な状態を確認する。
・メーカーの取扱説明書に従って接続、操作を行なう。

## キュービクル内コンデンサ端子部接触感電事故

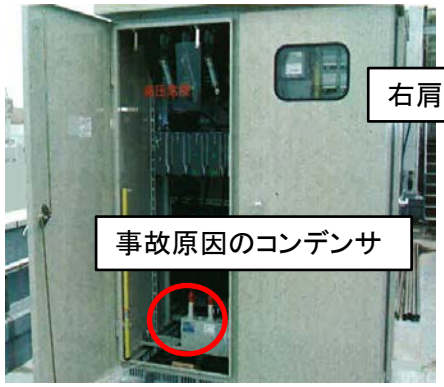

キュービクル更新工事でキュービクル周囲に防水補修作業を施した。
被災者は、現場責任者から、基礎補修状況を確認する指示を受け、キュービクル内に上半身を入れた時、体勢を崩して高圧コンデンサ端子部に右肩が触れて被災した。

【事業場の概要】
6.6kV　105kW　テナント業　主任技術者：外部委託（立会無し）

【被災者】
電気工事関係者

【対策】
・キュービクル開錠には電気主任技術者立会いを徹底させる。
・工事着工前にミーティングを行い、作業手順等を確認する。
・キュービクルの鍵の管理を徹底させる。
・活線近接作業は原則停電で作業を行う。